

・学校法人沖縄キリスト教学院利益相反マネジメント規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人沖縄キリスト教学院就業規則第2条に定める職員（非常勤講師等は除く。）及び役員（以下「役職員」という。）が、社会貢献活動等を行うに当たり、利益相反を適切に管理し、沖縄キリスト教学院大学及び沖縄キリスト教短期大学（以下「本学」という。）及び役職員の社会的信頼を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次のとおりとする。

(1) 利益相反とは、役職員が社会貢献活動等を行う上で、企業等（企業、国もしくは地方公共団体の行政機関又はその他の団体並びに教育研究組織等をいう。）との関係で得る利益又は責任が相反する次に掲げる状況をいう。

ア 役職員が、社会貢献活動等によって利益（報酬、実施料収入、未公開株式等）を得る行為と、本学における教育及び研究に係る責任が相反している状況

イ 役職員が兼業活動により、企業等に職務遂行責任を負い、かつ、本学における職務遂行の責任と企業等に対する職務遂行責任が相反している状況

ウ 本学が、社会貢献活動等によって得る利益と、本学の社会的責任が相反している状況

(利益相反の判断基準)

第3条 役職員は、利益相反について、社会通念上妥当とされる範囲を著しく逸脱してはならない。

2 前項の社会通念上妥当とされる範囲を著しく逸脱したと判断する基準は、次の各号に該当する場合とする。

(1) 役職員が、本学の職務と比較し、個人的な利益を優先させていると客観的に見られる場合

(2) 役職員が、本学における職務活動よりも外部活動への時間配分を優先させていると客観的に見られる場合

(利益相反管理委員会の設置)

第4条 本学に、利益相反に関する事項を審議するため、利益相反管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第5条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 利益相反の審査に関する事項

(2) 利益相反を回避するための措置に関する事項

(3) 利益相反の管理に必要なルール等の整備に関する事項

(4) その他利益相反に関する事項

2 委員会は、関係法令、本学諸規程等に基づき、第3条第2項各号に該当する役職員の利益相反行為を防止、又は排斥するために、審査結果を当該役職員へ通知するものとする。

(組織)

第6条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

(1) 学長

(2) 人文学部長及び地域こども保育学科長並びに事務局長

(3) 利益相反に関して知見を有する学外の有識者（弁護士、税理士等）

(4) その他学長が必要と認める者

(任期)

第7条 前条に定める委員の任期は、2年とし再任を妨げない。

2 前条に定める委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第8条 委員会に委員長を置き、学長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるとき又は欠けたときは、委員長が予め指名する委員が、その職務を代行する。

(委員会)

第9条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決するものとする。

3 利益相反の対象となる委員は、その議事に加わることはできない。

(意見聴取)

第10条 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(自己申告書等)

第11条 役職員は、利益相反の対象となる事象の発生前に、利益相反に関する自己申告書を委員会に提出するものとする。

2 前項の申告書は、委員会が別に定める。

(措置等)

第12条 委員会は、前条に定める申告に基づき利益相反を審査し、役職員に対し、利益相反の回避要請等、必要な勧告をすることができる。

2 前項に定める勧告を受けた役職員は、これに従わなければならない。

3 委員会は、第1項に定める勧告をした場合には、その後の調査を行うものとする。

(情報公開)

第13条 本学は、第11条第1項に基づき提出された申告書の記載内容等について、透明性を確保し、かつ、社会的責任を果たすため、個人情報に係る部分を除き、委員長の判断に基づきこれを公開することができる。

(秘密の保持)

第14条 第6条に定める委員は、その業務により知り得た一切の情報に係る秘密を他に漏洩、又は提供してはならない。また、その業務に従事しなくなった後も同様とする。

(事務)

第 15 条 利益相反に関する事務は、総務課長が行う。

(雑則)

第 16 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は委員会の議を経て、委員長が別に定める。

(規程の改廃)

第 17 条 この規程の改廃は、委員会及び大学運営協議会の議を経て理事会が行う。

附 則

この規程は、2017 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、2026 年 4 月 1 日から施行する。

第2条に規定する利益相反に関する事例

ア 役職員が、社会貢献活動等によって利益（報酬、実施料収入、未公開株式等）を得る行為と、本学における教育及び研究に係る責任が相反している状況の事例

例：A大学のB教授は、社会貢献活動の一環として積極的に講演活動を展開しており、その都度、報酬等の個人利益を得ている。講演内容の評判は上々で、その後、講演の機会が増え、これを優先するがあまり、A大学における講義を休講、変更、教授会や委員会への欠席が目立つようになった。

イ 役職員が兼業活動により、企業等に職務遂行責任を負い、かつ、本学における職務遂行の責任と企業等に対する職務遂行責任が相反している状況の事例

例：A大学のB教授は、A大学から許可を受け、C社で語学力指導を目的に有償の兼業を行っていた。C社の依頼に応じ、毎週水曜日の午後に兼業することもA大学から許可を得ていたが、次第に兼業の曜日の変更、増設がしばしば起こるようになった。その際、B教授はC社の兼業依頼を優先させ、講義を休講、教授会や委員会への欠席が目立つようになった。

ウ 本学が社会貢献活動等によって得る利益と、本学の社会的責任が相反している状況の事例

例：A大学の意思決定の権限を有するB理事長は、社会貢献活動等をとおしてC社と特別な関係を築くこととなった。B理事長は、自己又はC社の利益を図るため、A大学を設置する法人の寄附行為にある大学設置の目的に反し、C社の株式を授受するとともにC社の役員に就任した。また、C社の利益を図るため、工事等の発注をC社に依頼した。

エ その他

例：A大学の事務職員Bは、A大学の消耗品発注に際し、知人の経営するC社に依頼した。事務職員Bは、自己又はC社の利益を図るため、販売価格等の調整を行い、A大学がC社に支払った金額の一部を受領した。

例：A大学の事務職員Bは、A大学の施設等工事の発注にあたり、知人の経営するC社に依頼した。事務職員Bは、A大学の施設等工事の発注の見返りとして、C社に対し、自宅の改装工事に係る費用の免除等を依頼した。

